



生活衛生関係営業者応援給付金

募集期間

2020年5月11日から2020年9月1日まで

目的

生活衛生関係営業者応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収益の悪化を余儀なくされている生活衛生関係営業者の事業継続に対し、一時金支給により支援するものです。

支援内容

▼支給額

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」で融資を受けた金額の10%（上限100万円）

※ただし、商工労働観光部の「徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金」との併用は出来ない。

対象者の詳細

▼支給対象者

以下の要件を備えている事業者が支給対象者となります。

1. 徳島県内に主たる営業所を有する生活衛生関係営業者（下記の18業種）であること。

- ・理容店・美容店・興行場（映画館）・クリーニング店・公衆浴場（銭湯）・冰雪販売業（氷屋）
- ・旅館ホテル・簡易宿泊所・下宿営業・食肉販売業・食鳥肉販売業・喫茶店・すし店
- ・めん類店（そば・うどん店）・中華料理店・社交業（スナック・バーなど）・料理店（料亭など）
- ・その他の飲食店（食堂・レストランなど）

2. 日本政策金融公庫の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けている者であること。

※ただし、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を3月から4月末までに申請した営業者も対象とする。
なお、給付金については、日本政策金融公庫は取り扱いをしておりません。

3. 次のいずれかに該当すること。

<申請日において、最近1ヶ月の売上高が確定している場合>

最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期比で、50%以上減少していること。

<創業3ヶ月以上、1年1ヶ月未満の事業者等、前年の売上高実績のない事業者等については、以下のいずれかに該当するものであること。>

- ・最近1ヶ月の売上高が、最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高と比較して50%以上減少していること。
- ・最近1ヶ月の売上高が、令和元年12月の売上高と比較して50%以上減少していること。
- ・最近1ヶ月の売上高が、令和元年10月から12月の平均売上高と比較して50%以上減少していること。

対象地域



お問い合わせ

公益財団法人徳島県生活衛生営業指導センター

住所:徳島市南仲之町4丁目18

電話:088-623-7400

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金